

使用団体を募集しつた

R7 COMMUNITY ACTIVITY SUPPORT BOOTH

1	2	3	4
5	6	7	8

市民活動支援ブースとは
市民活動団体がオフィスや事務所として使用できる、市民活動交流センター内に設けられた貸スペースです。



【募集期間】

R6. 10/1-10/31

12月7日(土) 審査委員会 ▶ 令和7年4月1日～ ブース利用開始

市民活動支援ブースは、公益的活動をする市民活動登録団体が活動拠点等として使用できる共同の事務所スペースです。

市民活動団体へオフィス機能を提供し、団体同士の交流を促進することを目指して、みんなの森ぎふメディアコスモス1階の市民活動交流センター内に8区画設置されています。

応募資格

次の要件をすべて満たす団体

- ・市民活動団体登録を受けた団体
- ・市民活動支援ブースを事務所として使用する団体

応募条件

12月7日(土)に開催する審査委員会に出席できること

審査委員会による審査をもとに
来年度の使用団体を決定します。

オフィスに!

団体の活動拠点に!



▶ 応募に関する相談は、随時窓口で受け付けます。



ぎふメディアコスモス
GIFU MEDIA COSMOS

市民活動支援ブース 概要

● 対象者：次の要件をすべて満たす団体

- ・岐阜市市民活動登録団体
- ・市民活動支援ブースを事務所として使用する団体
- ・12月7日（土）の審査委員会に出席できる団体

● 募集期間 令和6年10月1日（火）

～10月31日（木）

● 使用開始時期 令和7年4月1日～

● 使用期間 原則1年（令和8年3月末まで）

※年度ごとに使用団体を募集

● 使用可能時間 9：00～21：00

※毎月最終火曜日および年末年始は、休館日のため
使用できません

● 募集区画 8区画（1区画あたり1.8㎡）

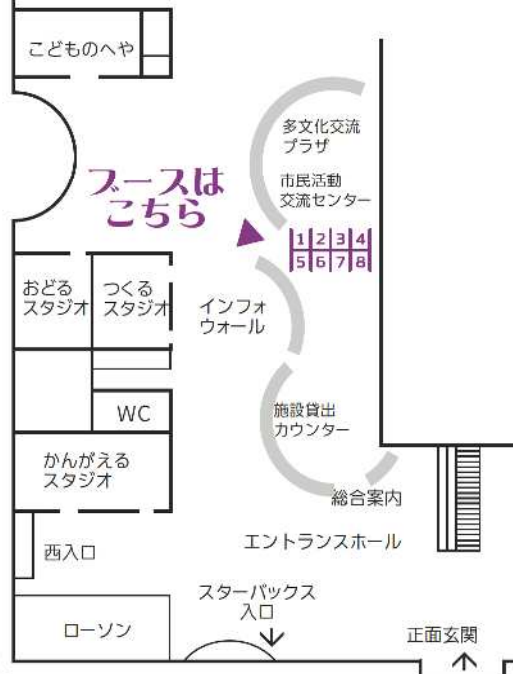
● 付属設備 ブースでは次の設備を占有して使用できます

- ・机（幅1500×奥行720×高さ690mm）1台
- ・椅子（補助椅子含む）2脚
- ・デスクサイドワゴン（キャスター付）1台
- ・書棚（幅410×奥行400×高さ1100mm）※仕切3段2本
- ・有線LAN（WEB回線）1本

● 使用料 2,280円 / 月

- その他 ・電話回線が必要な場合は使用者において設置することができます。
- ・つくるスタジオ内のロッカーは、空きがあれば利用できますのでお問い合わせください。

● 使用団体の決定 審査委員会による審査の結果をもとに決定します



【ぎふメディアコスモス1階】



市民活動団体登録制度

「岐阜市市民活動団体登録」は、岐阜市内で活動する市民活動団体を積極的に支援していくために始まった制度です。登録団体は、市民活動交流センターで、ワークスペースの使用や館内設備の利用などの支援を受けることができます。団体活動の充実のため、ぜひこの登録制度をご活用ください。登録には要件がありますので、詳しくは市民活動交流センターまでお尋ねください。

【応募方法】

* 必要な書類を10月31日（木）※必着で郵送、メール、LoGoフォームで提出または市民活動交流センターへ直接提出してください。

* 令和6年度に市民活動団体登録をしていない団体は、登録に関する書類を併せて提出してください。

詳細はこちらのQRコードから →

市民活動交流センター
ホームページ



申請用
Logo フォーム



ぎふメディアコスモス
GIFU MEDIA COSMOS

市民活動交流センター
Citizens Activities and Exchange Center

〒500-8076 岐阜市司町40番地5

TEL : 058-264-0011 MAIL : comm-act@city.gifu.gifu.jp